

作成日 2021 年 11 月 11 日
(最終更新日 2022 年 3 月 9 日)

「情報公開文書」

受付番号：2021-1-1137

課題名：間質性肺疾患による ARDS についての疫学調査

1. 研究の対象

2017 年 12 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までに当院において、ARDS の診断で人工呼吸器による治療を受けられた患者様

2. 研究期間

2021 年 12 月 (倫理委員会承認後) ~ 2024 年 8 月

3. 研究目的

呼吸窮迫症候群 (ARDS) を引き起こす原因として間質性肺疾患がどれくらい含まれているのかを調べる。

4. 研究方法

カルテレビューによる後ろ向き研究

5. 研究に用いる試料・情報の種類

試料: なし

情報: 年齢、性別、身長、体重など患者様の基本データおよび人工呼吸管理データ、ARDS の危険因子、病歴、家族歴、薬剤歴、身体所見、検査所見、画像所見、診断名、治療

6. 外部への試料・情報の提供

情報は個人が特定できないように匿名化し、パスワードのかかった記録媒体の手渡し、もしくは郵送、パスワードで保護された電子的送信などにより共同研究機関や業務委託先へ提供します。対応表は、当院研究責任者が保管・管理します。

7. 研究組織

代表研究機関名・研究代表者: 東京ベイ・浦安市川医療センター 集中治療部門 則末泰博
共同研究機関名・研究責任者: 京都大学大学院医学研究科 社会健康医学系 山本良平

練馬光が丘病院：片岡淳

神奈川循環器呼吸器病センター：小倉高志

亀田総合病院：永井達也

聖路加国際病院：石井健二

岡山済生会病院：本郷貴識

名古屋大学医学部付属病院：春日井大介

東北大学病院：志賀卓弥

聖マリアンナ医科大学：川口剛史

みさと健和病院：増山智之

JA 広島総合病院：櫻谷正明

8 . お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者：

東北大学病院集中治療部 志賀卓弥

〒980-8575

仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 022-717-7321

研究代表者：

東京ベイ・浦安市川医療センター

集中治療部門 部長 則末泰博

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8 . お問い合わせ先」

注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

< 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3) >

利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研

究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当
該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求
することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口と
なります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知ら
せ」をご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開
室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧
ください。（手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場
合

研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

法令に違反することとなる場合